

NPO法人さいたま市マンション管理士会  
慶弔見舞金規定

**第1条** 本規程は、理事及び監事並びに一般会員（以下「会員」という。）に対する慶弔見舞金の支給について定めるものである。

**第2条** 慶弔見舞金の支給する場合、支給対象になる事項の発生について、当該会員又は他の会員が事務局に届けなければならない。

**第3条** 会員が死亡した場合、次の香典を支給する。

区分	香典額
理事長	20,000円
理事・監事	10,000円
一般会員	5,000円

2 香典のほか、弔電、供花及び花輪等を贈ることができる。

**第3条** 会員が傷病により、1週間以上の入院をした場合次の見舞金を支給する。

区分	見舞金
理事長	5,000円
理事・監事	4,000円
一般会員	3,000円

2 見舞金を品物等に替えることができる。

**第4条** 会員が栄典の授与を受けた場合、次の祝い金を支給する。

区分	祝い金
理事長	10,000円
理事・監事	10,000円
一般会員	10,000円

2 栄典以外の授与については、理事会で協議する

**第5条** この規定に定めのないものに関しては、理事会で協議する。

附則

- 1 本規定は、平成26年6月28日から施行する。
- 2 本規程は、NPO法人成立の日から施行する。